

国民年金のお知らせ

5年の後納制度開始

過去5年以内に 保険料未納期間のある方へ

過去5年以内に納め忘れ
た保険料を納
付することで
将来の年金額
を増やすことができる「後納
制度」が平成27年10月1日か
ら3年間に限り特例として開
始されました。保険料納付済
期間が不足して年金を受給で
きなかった方は後納制度を利
用することで年金が受けられ
る場合があります。なお、老
齢基礎年金を受給している方
などは、後納制度の利用はで
きません。



後納制度を利用するには、
申込みが必要です。

《申込み》

国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-011-050
(050から始まる電話からは
☎03-6731-2015)
または豊岡年金事務所
☎22-0945

注意事項

- ・過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額が付きまます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古い分から先に納付することになります。
- ・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も対象となります。

障害基礎年金

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金の障害年金を受けられることができます。

障害には、身体障害だけでなく知的障害や精神障害も含まれます。次の三つの要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 初診日に、年金に加入していること

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、年金に加入していること

※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期

間(日本国内に住んでいること)に初診日があるときも含まれます。

- ② 一定の障害の状態にあること

障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日)または、65歳に達するまでに、一定の障害状態にあること(国民年金法で定める1級または2級の障害)

- ③ 一定の保険料を納付していること

初診日の属する月の前々月までに一定の保険料納付済期間がある、または、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

20歳前に初診日のある方は20歳になったとき、国民年金加入中または65歳未満に初診日のある方は、下記問合せ窓口で相談してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます

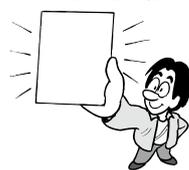
年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象になり

ます。1月1日から12月31日まで納付した保険料です。社会保険料控除を受けるためには、納付を証明する書類の添付が義務付けられています。年末調整や確定申告の際には必ず、日本年金機構から届く「社会保険料控除証明書」(はがき)を添付してください。

なお、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合

は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象になります。



■社会保険料控除証明書が届く時期

▽1~9月に納付した方: 11月上旬
▽10~12月に今年初めて納付した方: 翌年2月上旬

■社会保険料控除証明書紛失などの照会先(専用ダイヤル)

▽照会用電話番号

☎0570-058-555
(050から始まる電話は
☎03-67700-1144)

豊岡年金事務所 からののお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●11月14日(土)

午前9時30分~午後4時

●11月2日(月)、9日(月)、16日(月)、24日(火)、30日(月)

は午前8時30分~午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

・050から始まる電話

☎03-67700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページアドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》日本年金機構豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課



／ 暮らしの情報 ／



施設イベント

市民会館 立野町 ☎23-0255 F24-0952 ◆休館＝火

行事名／内容	日時	備考
ふれあいの祭典 ひょうご合唱の祭典 県内のコーラスグループが奏でるハーモニーを届けます。	12/13 日 13:30～	¥ 全席自由 無料
とよおか・シネマオアシス「おまえうまそうだな」 宮西達也の絵本「ティラノサウルス」シリーズを映画化したアニメーション。やさしい涙が出てくる、切なくも心あたたまる話です。	12/20 日 ①10:30～ ②14:00～	¥ 全席自由一般1,000円、中学生以下500円 ◆チケット＝各プレイガイドで発売中 ◆一時保育＝12/11 金 までに電話

豊岡市民プラザ 大手町 ☎24-3000 F24-3004 Minfo@platz-npo.com ◆休館＝火

行事名／内容	日時	備考
第131回サロンコンサート コウノトリ四重奏団(山下實さんほか)によるバイオリン・チェロ・フルートの演奏。曲目は「フルート四重奏曲」「ファゴット四重奏曲第1番」ほか	11/28 土 13:30～	◆サロンコンサートの出演者を募集中
見てえなダンス×サロndeダンス2015 市民プラザ発のダンスイベント。北近畿を中心に活動するダンサーによるヒップホップ、ブレイク、フラ、ジャズなど、多様なジャンルのダンスがホール特設ステージで一堂に会します。	12/20 日 14:00～	¥ 一般500円(当日200円増)、高校生以下無料(要整理券)
第21回「プラザ寄席ふれ愛亭」 たんたん落語笑年団、たんたん落語会の皆さんによるプラザ寄席	1/9 土 14:00～	¥ 一般500円、高校生以下300円(当日200円増)

城崎国際アートセンター 城崎町湯島 ☎32-3888 F32-3898 Minfo@kiac.jp ◆休館＝火

行事名／内容	日時	備考
「JCDN『踊りに行くぜ!!』Ⅱ vol.6」滞在制作 公開稽古 『踊りに行くぜ!!』は“ダンス作品”の新作づくりに取り組むプロジェクト。 ダンサー①梅田宏明さん②平井優子さん③山崎広太さんそれぞれが演出するダンス作品の稽古風景を自由に見学できます。単発での参加歓迎です。	公開稽古 ①11/8 日 ②11/15 日 ③11/28 土 いずれも15:00～17:00	申 ①代表者氏名②人数③希望の回④連絡先を連絡 ◆一時保育＝各回1週間前までに電話

11月は「労働保険適用強化期間」です

社員や従業員、アルバイトなど、労働者を1人でも雇い入れた事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きをして、労働保険料を申告・納付することが義務付けられています。

加入手続きをまだしていない事業主は、今すぐ労働基準監督署に連絡してください。

問但馬労働基準監督署 ☎22-5145 またはハローワーク豊岡 ☎23-3101

11月14日は「世界糖尿病デー」です

国連総会で決議された「糖尿病の全世界的脅威を認知する決議」を受けてWHO(世界保健機関)が定めたものです。世界各地で、予防や治療・療養を喚起する啓発運動の推進が呼び掛けられ、その一環として、世界の著名な建築物などを、国連と糖尿病のカラーであるブルーにライトアップする活動が行われています。

今年も出石町の「辰鼓楼」がライトアップされます。美しくライトアップされた辰鼓楼を観て、糖尿病に関心を持ってください。

日11月13日金～15日日 日没～午前0時(予定)

問出石振興局市民福祉課 ☎21-9026 または健康増進課 ☎24-1127